一項」を「、震災特例法第十条の三の二第一項の規定及び震災特例法第十条の三の三第一項」に、「第十条の三第五項及び第十条の三の二第四項」を「第十条の二の三第九項、第十条の三第五項、第十条の三の二第四項及び第十条の三の三第四項」に、「及び第四項（避難解除区域」を「及び第四項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）の規定、同法第十条の二の三第三項及び第四項（避難解除区域等」に、「並びに同法第十条の三の二第一項（避難解除区域」を「、同法第十条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）の規定並びに同法第十条の三の三第一項（避難解除区域等」に改める。

第十三条の三第五項中「、第三十七条の九の二」を削り、「までの規定」を「の規定」に改め、「第三十七条の九の二から」及び「、同法第三十七条の九の二第一項第二号中「定める譲渡」とあるのは「定める譲渡及び震災特例法第十一条の四第一項の規定の適用を受ける譲渡」と」を削り、「第三十七条の九の二の規定」を「第三十七条の七の規定」に改める。

第十三条の五の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条中「第十一条の六第一項の規定の」を「第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定」に、「該当するもの（震災特例法第十一条の六第一項」を「該当するもの（震災特例法第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に、「（震災特例法」を「（これらの規定を震災特例法」に改め、「第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二又は第三十六条の五の規定を」及び「これらの規定を」を削り、同条に次の二項を加える。

2　法第十一条の六第二項に規定する政令で定める日は、同項に規定する旧家屋（以下この項において「旧家屋」という。）を同条第二項の被相続人がその取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をした日とする。ただし、当該旧家屋が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、当該各号に定める日とする。

一　交換により取得した家屋で所得税法第五十八条第一項の規定の適用を受けたもの　当該交換により譲渡をした家屋の取得をした日

二　昭和四十七年十二月三十一日以前に所得税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）による改正前の所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得した家屋　当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日

三　昭和四十八年一月一日以後に所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得した家屋　当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日

3　法第十一条の六第二項の規定により租税特別措置法第三十一条の三、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用する場合におけるこれらの規定及び同項の規定により第一項の規定の適用がある場合における同法第三十七条の五第五項に規定する所有期間については、法第十一条の六第二項に規定する政令で定める日の翌日から起算するものとする。

第十四条第八項中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に改め、同条第九項中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に改め、「第十二条第六項」と、「の下に「準用する場合」とあるのは「準用する場合及びこれらの規定を同条第五項の規定により適用する場合を含む。）」を加え、同条第十項中「準用する場合」の下に「並びにこれらの規定を同条第五項の規定により適用する場合」を加え、「次項」を「以下この項及び次項」に改め、同条第十二項中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に改め、同条第十三項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第十四項中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に改め、「場合」の下に「並びにこれらの規定を同条第五項の規定により適用する場合」を加え、同条第十五項中「第十二条第六項第一号」を「第十二条第七項第一号」に改め、同条第十六項中「第十二条第八項」を「第十二条第九項」に改め、同条第十七項中「第十二条第九項第一号」を「第十二条第十項第一号」に改め、同条第十八項中「準用する場合」の下に「及びこれらの規定を同条第五項の規定により適用する場合」を加え、「又は第八項」を「又は第九項」に改め、「、第三十七条の九の二」を削り、「までの規定」を「の規定」に改め、「第三十七条の九の二から」を削り、「とあるのは「又は」を「とあるのは「、」に、「第十二条第八項の規定の適用を受ける交換その他」を「第十二条第九項の規定の適用を受ける交換その他」に改め、「、同法第三十七条の九の二第一項第一号中「定める交換」とあるのは「定める交換及び震災特例法第十二条第八項の規定の適用を受ける交換」と、同項第二号中「定める譲渡」とあるのは「定める譲渡及び震災特例法第十二条第一項の規定の適用を受ける譲渡」と」を削り、「「第二十七条の九の二」を「第三十七条の七」に改め、同条第十九項中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に改める。

第十七条を次のように改める。

（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第十七条　法第十七条第一項に規定する政令で定める事実は、同項各号に掲げる法人について再生計画認可の決定があったことに準ずる事実（その債務処理に関する計画が次の各号に掲げる要件の全てに該当するものに限る。）とする。

一　一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則（公正かつ適正なものと認められるものであって、次に掲げる事項が定められているもの（当該事項が当該準則と一体的に定められている場合を含む。）に限る。）に従って策定されていること。

イ　債務者の有する資産及び負債の価額の評定（次号において「資産評定」という。）に関する事項（公正な価額による旨の定めがあるものに限る。）

ロ　当該計画が当該準則に従って策定されたものであること並びに次号及び第三号に掲げる要件に該当することにつき確認をする手続並びに当該確認をする者（当該計画に従って債務免除等（法人税法施行令第二十四条の二第二項第三号に規定する債務免除等をいう。以下この項において同じ。）をする者又は当該計画に係る当事者以外の者で、財務省令で定める者に限る。）に関する事項

二　債務者の有する資産及び負債につき前号イに規定する事項に従って資産評定が行われ、当該資産評定による価額を基礎とした当該債務者の貸借対照表が作成されていること。

三　前号の貸借対照表における資産及び負債の価額、当該計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対して債務免除等をする金額が定められていること。

四　次に掲げる事項のいずれかが定められていること。

イ　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（当該計画に係る債務者に対する債権が、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が締結している投資事業有限責任組合契約等（法人税法施行令第二十四条の二第二項第四号に規定する投資事業有限責任組合契約等をいう。以下この号において同じ。）に係る組合財産である場合の株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を除く。）が有する債権（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が信託の受託者として有するものを含む。）につき債務免除等をすること。

ロ　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権につき当該産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等（法人税法施行令第二十四条の二第一項第四号イからヘまでに掲げる者をいう。ハにおいて同じ。）が債務免除等をすること。

ハ　二以上の金融機関等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十条第一項に規定する関係金融機関等に該当するものに限り、当該計画に係る債務者に対する債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結している者を除く。）が債務免除等をすること。